

日本小児血液・がん学会 「学術賞」規約

平成 26 年 5 月 23 日制定

令和 5 年 3 月 24 日改正

(目的)

第 1 条 わが国で行われた小児血液・がん分野における秀でた学術研究を顕彰することで、会員の研究意欲を高め、わが国の小児血液・がん分野の学術の発展を図ることを目的とする。

(対象)

第 2 条 学術賞の受賞資格は以下のすべてを満たすものとする。

- ① 応募時に継続して 3 年以上会費を完納した 45 歳未満の会員
 - ② 小児血液・がん分野の学術論文の筆頭著者 (co-1st author も可、但し co-1st author からの承諾書があること)
 - ③ 過去に本賞の受賞歴がないこと
- 2 毎年一回、領域・分野別に各領域・分野一篇以下 (計四篇以下) の論文に対して決定される。

(賞)

第 3 条 受賞者に対し、賞状と盾、および賞金を贈呈する。

2 学術賞は、日本国内で行われた小児血液・がん分野の基礎並びに臨床研究のうち、国内外の査読つき医学雑誌に掲載された優れた英文論文に対する賞である。

3 受賞者に対して、学術集会の受賞講演会でその研究内容について発表する機会が与えられる。

(応募)

第 4 条 応募は自薦または他薦とする。他薦の場合の推薦者は本学会の会員でなければならない。

(対象期間)

第 5 条 掲載期間が前年 1 月 1 日から 12 月 31 日の学術論文の最終版 (電子版も含む) を選考対象とする。

(募集要項)

第 6 条 学術賞の募集に関する要項は理事会が別途定める。

(受賞者の選考)

第7条 受賞候補者の選考は、本学会学会賞等選考委員会が行う。

2 選考委員長は委員長が行う。

3 選考委員会委員は、被推薦者、または推薦者となっている案件の選考に従事することはできない。

(受賞者の決定)

第8条 受賞者の決定は、選考委員会の議を経て、理事会が行う。

(受賞者の表彰)

第9条 受賞者の表彰は、毎年学術集会時、理事長が行う。

(規約の改廃)

第10条 この規約の改廃は、理事会の議決による。

付則

この規約は平成26年5月23日から施行する。

この規約は令和5年3月24日より改正する。